

# 「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」の一部改正案の骨子について

## 1 条例改正の趣旨

- (1) 京都府では、京都の雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図ることを目的として、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）を平成14年4月に施行し、補助金・税の特例措置・低利融資の三位一体の立地支援策を実施することにより企業誘致を推進してきました。
- (2) 社会・経済情勢に対応した施策展開を図るため、本条例には5年単位の失効期限を設けており、これまでに3回の延長と併せて必要な見直しを行ってきております。
- (3) 現行条例では令和4年3月末までの時限措置となっていることから、この失効期限を延長するとともに、必要な見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

## 2 主な改正点

- (1) 社会・経済情勢を踏まえた見直し  
○さらなる労働力人口減少に伴う人手不足等が見込まれる中で、引き続き、雇用の安定・創出を推進していくため、誰もが働きやすい職場づくりに関する事項を追加します。
- (2) 失効期限の延長  
失効期限を令和9年3月31日まで5年間延長します。

## 3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。